

# 東白鬚公園マネジメントプラン

---

東白鬚公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

## 目次

はじめに	15-3
I 東白鬚公園の基本的事項	15-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況の変化	
II 東白鬚公園の開園概要	15-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東白鬚公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	15-7
2 取組方針	15-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	15-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東白鬚公園の現況写真	
<資料編>	15-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東白鬚公園に関する資料	

## はじめに

---

「東白鬚公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 東白鬚公園の基本的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第5・5・30号東白鬚公園
- ・位 置 墨田区堤通二・三丁目各地内
- ・面 積 10.3ha
- ・種 別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和47年9月20日 東京都告示第1050号  
(最終) 昭和53年10月11日 東京都告示第1043号

### (2) 東白鬚公園の基本的な性格・役割

東白鬚公園は昭和44年度に決定した江東再開発基本構想の白鬚東地区における防災上の拠点となる公園として、再開発事業の一環で整備された。区域の東側は再開発により建設された公園への避難者を守る防火壁の役割を担う都営住宅団地が立ち並び、また西側は高架の高速道路を挟んで隅田川が流れている。利用としては近隣の利用者及び小・中・高の児童・生徒らの利用が中心となっている。下町にあって貴重な緑の環境は、地域にとってかけがえのない憩いの空間となっている。

なお、東京都地域防災計画及び墨田区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

## 2 過去の取組の成果等

### (1) 過去の取組の成果

「東白鬚公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

#### ○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災トイレや入口表示灯、非常用発電設備など、防災施設の整備を実施した。また、墨田区総合防災訓練、夜間受入訓練、隣接する中学校と合同した訓練、一般利用者向けのかまどベンチイベントなどを実施した。

#### ○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

隅田川ランニング等のスポーツイベントを実施した。

#### ○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

花壇管理を行うボランティア団体が活動を実施した。

### (2) 東白鬚公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が管理運営に取り組んできた。

- ・地域の防災拠点としての機能強化
- ・地域の特性を活かしたスポーツ振興
- ・隣接する都営住宅等との地域連携の推進
- ・大学等と連携した近隣小学校への環境教育の推進

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

#### (2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・墨田区地域防災計画（令和 3 年修正）

## Ⅱ 東白鬚公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立東白鬚公園（ひがししらひげこうえん）  
開園日 昭和61年6月1日  
開園面積 103,127.60 m<sup>2</sup>（令和4年9月1日現在）  
公園種別 総合公園  
所在地 墨田区堤通り二丁目  
アクセス 東武スカイツリーライン「鐘ヶ淵」

#### (2) 主な公園施設

小野球場兼用競技場、テニスコート、ゲートボール場

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

利用者の多くは近接する都営住宅団地の居住者が中心で、都営住宅団地のボランティアグループによる定期的なイベント開催や花壇の維持管理なども行われている。そのほか、犬の散歩やウォーキング・ジョギングの利用が多く、定期的に小中学校のマラソン大会などの利用がある。

#### (2) 利用者動向（推計値）

##### ・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	184,406	182,385	177,946	1,321,130	525,264

##### ・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人） 184,406	18,197	18,125	13,308	12,794	10,007	12,721
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	15,929	16,604	14,504	15,404	14,261	22,552

#### (3) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「おもてなし花壇」、「パーク・スクール」などが行われた。

## Ⅲ 東白鬚公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

##### 【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の確保を図る。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定避難場所
- ・東京都地域防災計画による指定  
大規模救出救助活動拠点候補地  
ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地
- ・墨田区地域防災計画による指定避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

##### 【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は隅田川と隣接しており、東京における水と緑のネットワークを形成している。隅田川との水と緑の繋がりを意識した一体的な管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

#### ■目標3：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

##### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

## ■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・林間広場のあるゾーン

成長した常緑樹林により濃密度の林間広場として、どんぐり拾いや野鳥観察など自然に親しむ場として対応していく。

#### B：遊具広場ゾーン

- ・子どもの遊び場のあるゾーン

安全性の高い遊具の維持に努めるとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全で快適に利用できるよう対応していく。

#### D：入口広場ゾーン

- ・南北にある入口広場のあるゾーン

南北の入口は、発災時に全幅で避難経路となることから、日頃から避難の障害となることがないようにオープンスペースを確保していく。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・梅若橋と橋詰広場のあるゾーン

都民参加による花壇づくりをすすめ、梅若橋の人工地盤のハードなイメージを和らげ、四季折々の草花が楽しめる広場として対応していく。

#### G：スポーツゾーン

- ・テニスコートと小野球場のあるゾーン

テニスコート4面と少年野球場2面があり、有料施設として、安全で快適に利用できるよう対応していく。

なお、小野球場については、東京都地域防災計画で大規模救出・救助活動拠点候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

#### N：管理ヤードゾーン

- ・管理所とその周辺ゾーン

本園のシンボルである「まとい」の彫刻を中心とした広場として防災の発信拠点として機能するよう努めるとともに、管理ヤードからの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に努める。

## Q：外縁部ゾーン

- ・ 民有地等や公道に接する公園外縁部

東隣の都営団地と一体となった防災拠点として機能するよう管理するとともに、学校や病院等に面する所では、見通しを確保し、民有地等に対して良好な景観の提供を図るとともに、直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

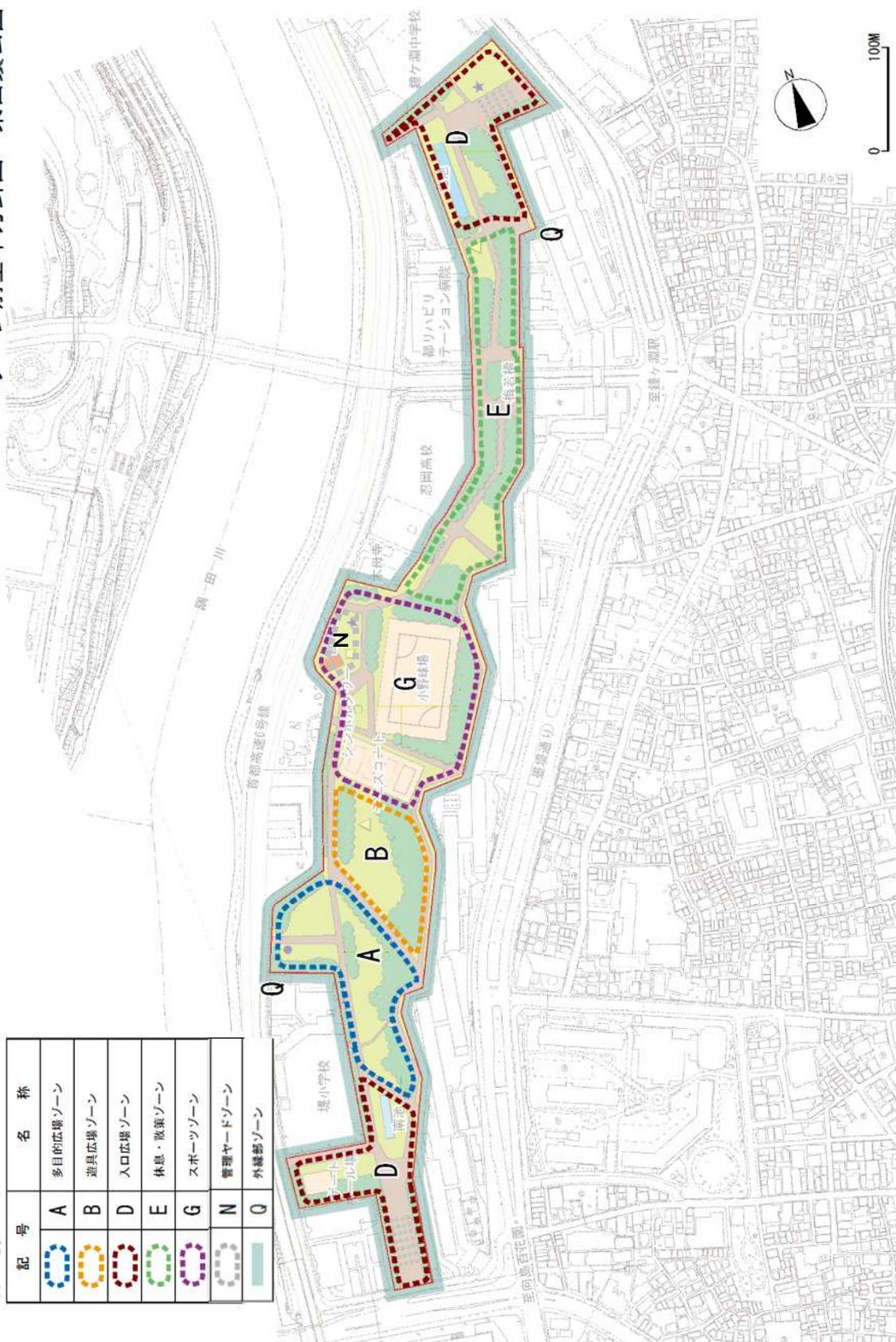
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 東白鬚公園

凡 例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
B	遊具広場ゾーン
D	入口広場ゾーン
E	休憩・散策ゾーン
G	スポーツゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総局R1/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都府基本第350号

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①植物の管理

遊具広場や芝生地など、平常時の利用が多いところについては、安全性、快適性を保つため、見通し、風通し、日照等に配慮した樹木管理を行う。

各ゾーンの高木については、平常時の緑とのふれあいと防災上の機能を両立させるように、密度やボリューム等に留意し、維持管理する。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テラワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①防災拠点としての運営・発信

火消しのモニュメントや防災トイレなど、防災拠点として整備された経緯など素材とした情報発信を行い、防災意識の向上を図っていく。

##### ②スポーツ等による健康づくり

テニスコートや野球場などを活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントの開催などにより、都民の健康づくりの場を提供するとともに、東京 2020 大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

##### ③地域との連携

植栽ボランティア等をはじめ、近隣団地や中学校等との連携などにも留意し、地域との協働により地域に親しまれる公園づくりに取り組んでいく。

また、地域との連携を一層推進するため、公園からの情報発信を積極的に行っていく。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### 3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

# IV 図面・写真

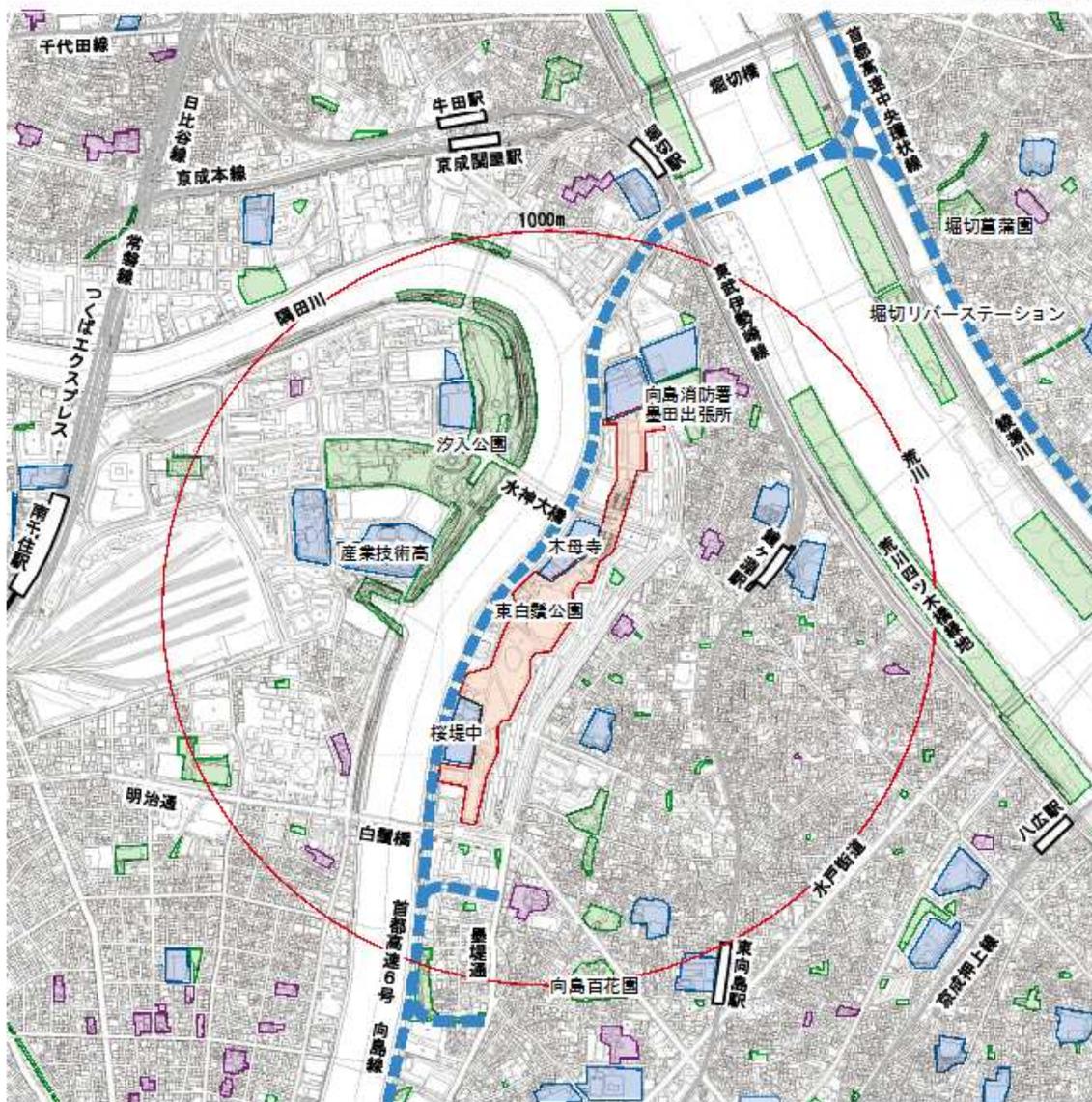
現況平面図 東白鬚公園（令和3年4月1日時点）





周辺土地利用図（地図）

東白鬚公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



東白鬚公園の現況写真 【令和4年6月撮影】

① 北入口広場



⑤ テニスコート



② 北広場（遊具広場）



⑥ シンボルタワー



③ 梅若橋の広場



⑦ 遊具広場



④ 小野球場



⑧ 南広場

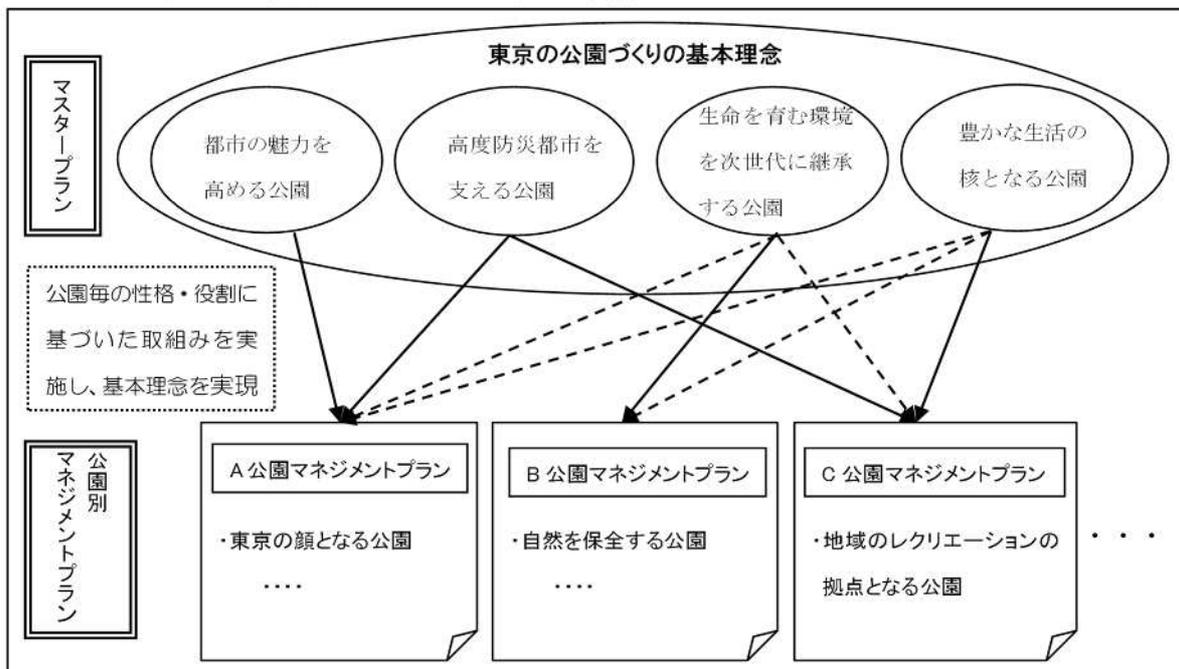


## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東白鬚公園が担うことになるプログラムには◎を、東白鬚公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 東白鬚公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本防災意識都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
公園施設の適切な点検と維持・更新			○	
	環境負荷の少ない公園づくり	○		
に生命を継承する公園環境を次世代に育む	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	公園でのスポーツによる健康づくり		◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進		○	
	(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○	

## 資料 2 東白鬚公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

昭和 44 年 11 月	「江東再開発基本構想（防災 6 拠点構想）」により第一の拠点「白鬚東地区」での市街地再開発事業の一環として計画
1969 年	
昭和 47 年 9 月	東京都告示第 1050 号 東白鬚公園として都市計画決定（当初）
1972 年	
昭和 53 年 10 月	東京都告示第 1043 号により、都市計画変更
1978 年	
昭和 57 年 8 月	公園事業決定
1982 年	
昭和 61 年 6 月	開園 101,913.48 m <sup>2</sup>
1986 年	
平成元年 6 月	追加開園 1,214.12 m <sup>2</sup>
1989 年	

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・墨田区のほぼ北端で、首都高速 6 号線をはさんで隅田川沿いに位置する、南北に細長い帯状の敷地で、かつては工場と密集した木造住宅の混在する地域である。
- ・開園時からの緑は、防火帯として濃密な緑の帯として形成されており、公園の防災機能を高め、また、周辺住民の憩いの空間としても機能している。

#### 2) 社会的環境

- ・当公園は、荒川と隅田川に挟まれたゼロメートル地帯、いわゆる江東デルタ地帯に位置しており、この地域は、軟弱な地盤、密集した木造家屋、工場と住宅の混在、狭隘な道路、石油・危険物の散在など大地震による災害に対して危険な地域であった。このような背景から東京都は江東再開発基本構想を策定し、この白鬚東地区を防災 6 拠点の第一の拠点として位置づけ、市街地再開発事業の一環としてこの公園づくりを進めた。
- ・東側に隣接する都営住宅団地は防火壁の機能を有し、さらに東側に位置する鐘ヶ淵周辺地区では、防災拠点となる当公園への避難路となる鐘ヶ淵通りなどの都市基盤の整備や、防災拠点と一体化した不燃空間の確保等により、広域的な防災性能の向上を図っている。

### (3) 園内のトピックス

#### ①南広場・北広場

地域を中心とした様々団体のイベント会場として活用されている。また、地元自治会や学校などの避難訓練場所にも利用されている。

#### ②ゲートボール場

都営住宅団地の住民グループが管理に携わっている。

#### ③遊具

樹林地ゾーンと梅若橋北部にあり、午前中は近隣の保育園児に、また午後は放課後の小学生に頻繁に利用されている。

#### ④テニスコート

都営住宅団地や近隣区からの利用が多い。

⑤小野球場

墨田区や台東区の少年野球チームの利用が多い。

⑥「纏（まとい）」のモニュメント

公園のシンボルとして、記念撮影場所によく利用される。

⑦花壇

都民協働により管理されており、隣接する病院の患者や近隣の方の観賞の場になっている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率 (%)

年間使用率%		3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	
野 球 (小)	昼 間	平	5.6	6.0	6.6	7.8	8.5
		休	99.0	96.1	92.7	97.0	97.2
	夜 間	平	19.5	100.0	12.7	15.4	23.0
		休	56.1	0.0	8.0	27.9	36.1
テニス (人工芝)	昼 間	平	36.9	37.4	29.4	29.9	34.7
		休	99.5	99.5	98.3	98.4	98.1
	夜 間	平	15.9	41.2	2.6	3.8	3.1
		休	100.0	100.0	98.2	96.8	92.3

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	0	0	28	44	33
映画等の撮影	1	2	8	3	4
その他	5	4	35	32	54

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イ ベ ン ト	1	季節飾り	7月、12月、 1月	-
	2	おもてなし花壇	①4月～6月 ②7月～9月	-
	3	ガイドツアー&観察会	8月21日 ～28日	-
	4	環境教育	3月3日	52人
	5	パーク・スクール	2月6日	6人
	6	スポーツ教室	11月14日	46人
都 民 協 働	1	きままにボランティア	1月9日	10
	2	公園連絡協議会	5月19日	22人
	3	地域連携防災訓練	6月17日/ 6月18日/ 7月31日	38人

自主 事業	1	犬のしつけ教室	マナーアップ 期間 10月1日～ 12月31日 キャンペーン 期間 10月 9日～ 11月30日	—
	2	公園フェスタ	12月1日 ～25日	91人
	3	工作教室	10月9日 12月11～19 日	56人
	4	防災フェスタ	11月10日 ～23日	15組
	5	野球教室	4月、9月、11 月、12月、1 月、2月、3 月	366人